

## 教 育 庁

No. 13

制 度 名	文化財等整備費補助	主管課名	文化課・ 有形・無形文化財 G																															
		問合せ先	029-301-5449																															
目的・趣旨	国・県指定文化財の適切な保存、管理及び活用を図り、文化財保護の充実に資するため、文化財の保存修理等の事業を補助する。																																	
<p>[対象団体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定文化財の所有者等（非営利法人、管理団体及び個人）</li> <li>・県指定文化財の所有者等（市町村、営利法人、非営利法人、管理団体及び個人）</li> </ul> <p>[対象事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定文化財（建造物、美術工芸品、有形民俗文化財、史跡）の保存修理事業</li> <li>・県指定有形文化財（建造物、美術工芸品等）、県指定史跡等の保存修理等</li> </ul> <p>[補助要件等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定文化財 国庫補助採択事業のうち、緊急性の高い事業</li> <li>・県指定文化財 前年度からの継続事業及び緊急性の高い事業</li> </ul> <p>[対象経費]</p> <p>対象事業の実施に要する経費（設計監理委託料、工事請負費等）</p> <p>[補助限度額等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定文化財 1件あたりの補助上限額 10,000 千円まで</li> <li>・県指定文化財 原則として、事業費が 1,000 千円未満の事業は補助対象外</li> </ul> <p>[経費負担割合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定文化財 補助対象経費から国庫補助額を除いた額の 3 分の 1 以内</li> <li>・県指定文化財</li> </ul>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 事業主体が市町村の場合</td> <td>—</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>② 事業主体が営利法人の場合</td> <td>—</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>③ 事業主体が非営利法人若しくは個人の場合</td> <td>—</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>[3年度当初予算額] 15,485 千円</td> <td colspan="4" rowspan="2">[3年度補助対象団体] 7 団体</td></tr> <tr> <td colspan="5">〔備考〕</td></tr> </tbody> </table>					区 分	国	県	市町村	その他	① 事業主体が市町村の場合	—	1/3	2/3	—	② 事業主体が営利法人の場合	—	1/3	1/3	1/3	③ 事業主体が非営利法人若しくは個人の場合	—	1/2	1/4	1/4	[3年度当初予算額] 15,485 千円	[3年度補助対象団体] 7 団体				〔備考〕				
区 分	国	県	市町村	その他																														
① 事業主体が市町村の場合	—	1/3	2/3	—																														
② 事業主体が営利法人の場合	—	1/3	1/3	1/3																														
③ 事業主体が非営利法人若しくは個人の場合	—	1/2	1/4	1/4																														
[3年度当初予算額] 15,485 千円	[3年度補助対象団体] 7 団体																																	
〔備考〕																																		